

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和元年 6 月 10 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 2 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 3 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 4 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 5 号 専決処分事項の承認について（平成 31 年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 6 議案第 33 号 愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 34 号 愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 36 号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 37 号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 38 号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 39 号 令和元年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 40 号 令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 請願第 2 号 子どもの医療費完全無料化を求める請願について
- 日程第 14 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	島 田 浩 君
11 番	杉 村 義 仁 君	12 番	鬼 頭 勝 治 君
13 番	鷺 野 聰 明 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	会計管理者兼 会 計 室 長	加 納 敏 夫 君
総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君	企画政策部長	宮 川 昌 和 君
産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君	上 下 水 道 部 長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	横 井 利 幸 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	伊 藤 裕 章 君
子育て支援事業 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	中 野 悦 秀 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	猪 飼 隆 善	書 記	近 藤 泰 史

午前9時30分 開議

○議長（鷺野聰明君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条に、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときは議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・承認第1号及び日程第2・承認第2号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第1・承認第1号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）及び日程第2・承認第2号：専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）を一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、承認第1号・専決処分の承認についてということで、損害賠償の額の決定及び和解について、承認第2号もあわせてということで、まとめてお伺いをいたします。

まず損害賠償の金額についてですが、報告の2号も含めて約300万近い損害賠償金額となるんですが、この損害賠償の金額の詳細な内訳、対人、対物その他、内訳等あると思いますが、その詳細な内訳についてまずお伺いいたします。

また、事故が起こったということになりますので、この事故については、やはり車であれば責任割合ということがかかわってくるかと思えます。市の責任、その運転者の責任、それから相手運転者の責任等、そういった責任割合がどのような形で解決をしたのか、合意に至ったのかということをお伺いいたします。

また、自動車については、任意保険が市で指定はかけられているというふうに思いますが、この300万については、保険請求についてはどのような形で幾らされているのか、まずその事故についてのそういった詳細な事柄についてお伺いをいたします。お願いします。

続いて事故が起きたということで、今回こういった形で専決がされたわけですが、平成30年度、去年中については何件ほど市の車によって業務中に災害、事故が起きたのかということに

ついてお伺いをいたします。

以上、まずその2点についてお伺いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、損害賠償の内訳でございます。

承認第1号案件は、治療費23万2,300円、交通費3,555円、休業損害41万2,300円、慰謝料76万2,000円でございます。

続きまして、承認第2号案件でございますが、治療費45万1,266円、交通費1万5,475円、休業損害43万2,933円、慰謝料72万2,000円でございます。

次に、責任割合でございますが、100対ゼロで愛西市が100でございます。

保険給付につきましては、全て保険から支払いでございます。以上でございます。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

私からは平成30年度中の公務中の事故の件数ということでございますが、事故件数は9件でございます。以上です。

**○18番（河合克平君）**

では、再質問させていただきますが、損害賠償金については保険請求を全てされるということで、保険によって支払われるということがわかりました。

内容的には事故の、車の損害についての内容はないんですが、人的な傷害のもの、対人についてだけですが、対物事故があったということになりますので、対物についての賠償はしたのかどうか、まず再質問でお伺いしたいのと、あと、9件の事故があったということですが、9件というのは例年と比べて多いのかどうかということについてはまずお伺いをいたしますが、去年の11月にも、人身事故が発生をしております。この事故があった後に発生もしているという状況がありますので、こういった安全対策を、また安全教育を行っているのかということについて、やはり大きな市民に対する信頼を失うということにつながりますので、そういったことが、こういった安全対策がされているのかということについて、2点目をお願いいたします。

最後に3点目として、4月17日に専決になっているんですが、実際、交渉が行われているという状況の中で、3月の議会の終わりに全員協議会もありましたが、そういった形で議会に報告がされて、こういう形になる予定ですよというような話があるべきではなかったかというふうに思いますので、そのことについての見解もお願いいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

それでは、対物ということでございます。こちらのほうにつきましても、市が全額お支払いをしておるような状況でございます。

続きまして、全協での報告ということでお答えさせていただきます。

相手方と示談が調い、保険会社から関係書類が送付され、受け付けを行いましたのが4月2日でございます。3月の時点では交渉内容の詳細がまだ市に知らされていないこともありまして、報告ということではできなかったということで御理解をいただきたいと思っております。

それと、日ごろからの交通安全のことでございますが、こちらにつきましては日ごろから交

通安全の啓発、注意喚起を行っているところでございます。以上でございます。

○企画政策部長（宮川昌和君）

例年に比べて多いか少ないかというお話でございましたが、平成30年度についてはちょっと例年に比べて多い状況でございました。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、承認第1号、第2号について質問いたします。

河合議員のほうからある程度質問がありましたが、これを機会に見直されるような保険とか、ほかにもあるのかお聞かせいただきたいのと、それからやむを得ず個人の車を仕事に使ったりということが今現在もあるのか、あるのであれば、どのような保険のチェックをしているのかお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（奥田哲弘君）

保険の内容ということでよろしかったでしょうか。

保険に関しましては総務課で一括管理をしていますので私からお答えさせていただきますが、一般財団法人全国自治協会が運営している保険に加入をしております、内容は対人・対物は無制限、車両につきましては購入時の車両価格から算出された車両ごとの保険金額でございます。

また、あわせて個人所有の車につきましては、人事のほうで自家用車の公用車認定というものをとっております、その認定を受けたものにつきましては当然公用車と同じ扱いということで、個人の保険をまず適用して、足りない部分を市が補填するというものですが、今までそういう事案はございませんので、あわせて御答弁させていただきます。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

承認1号、2号ですけれども、重複しているところは省きますが、1つは臨時職員ということですがどのような身分の職員なのかについてお尋ねをいたします。

次に、先ほどの答弁の中で対物の金額について、ちょっと教えてほしいと思います。

それから、職員が交通事故を起こしたということで、処分はあるのかということですね。

それから、平成30年度9件、例年より多いということですが、対物・対人の件数の割合がわかりましたらお願いしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

身分でございますが、地方公務員としての身分を有してございます。

また、対物の額でございますが、22万7,517円でございます。

私からは以上でございます。

○総務部長（奥田哲弘君）

内訳ということでございますが、先ほど9件ということで御報告をしておりますが、そのうち自損が6件、対人・対物が3件でございます。

それと、先ほど福祉のほうからもお話ししました対物につきましては、今回の保険が発生以後、1年近くずっと示談が来たわけですが、車に関しては前年度に処理が済んでいるということで、今回の額に入っていないということでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

先ほど、臨時職員のついでに身分ですが、地方公務員であるのは当然ですけれども、正規でないということで、再任用とかパートとか、どういう身分なのかについてお尋ねをしたかったですけれども。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）**

身分でございますが、介護保険関係の仕事をしている臨時職員ということでございます。

**○議長（鷺野聡明君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・承認第3号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第3・承認第3号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、承認第3号、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決について質問いたしますが、この専決事項については最高額が61万円になるということで、93万円から、1年間に、全ての保険料を合わせると96万円になると、そういう改正と、あと5割減免と2割減額について枠を広げると、これは減収の部分になりますが、そういった形で枠を広げることがあります。

そういった点では、増額をするということと減額をするということが両方ある今回の専決になりますが、この金額について、通常増額があつたり減額があつたりということで差し引きがあるかと思いますが、当初予算には当然、当初のときには予定をしていないことでの金額だと思いますが、今回の補正予算等についても特にそういう補正予算が組まれているわけではありませんので、今回、3号にかかわって予算的にどのような措置がなされる予定であるのかについて伺います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

特別会計の補正ということでお答えさせていただきます。

今年度の算定の基礎に用いる所得額につきましては、まだ確定前であり把握ができない状態でございます。所得額を把握し、収入額が見込める状態になってから慎重に見込みを立てた後に補正を考えておりますので、今回の補正は行っておりません。以上でございます。

○18番（河合克平君）

慎重に予定を立てるということでありますが、大体、最高額によって1世帯3万円が上限ふえるということになりますので、金額的には幾らぐらいふえる、計算上、30年度の実績でいいですけども、30年度比で考えるとふえるのはどれくらいと、また減額がされる枠が広がりますので、減るのが幾らぐらいということが金額的にわかりましたら、全体でいいんですが教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

今回の改正で、全体の影響額ということですが、限度額分で396万円の増額、軽減分で148万6,000円の減額、調定といたしまして247万4,000円の増額になろうかと試算しております。以上でございます。

○議長（鷲野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは承認第3号の専決処分事項の承認についてお伺いをしたいと思います。重複する部分は省きますけれども、対象世帯と影響額についてということで、まだ所得額が確定していないので正確なことが言えないという、先ほど答弁がありました、昨年度の状況でよろしいので、今まで軽減対象でなかった世帯が軽減世帯になった数、それから軽減世帯であった世帯で、今回の改正で軽減割合が変わった世帯数など影響世帯数、それから影響額について答弁のほうお願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

今年度本算定前ですので、前年度数値で試算した結果を報告させていただきます。

5割軽減の対象は1,337世帯から1,361世帯となり、24世帯の増、2割軽減世帯は1,199世帯から1,225世帯となり26世帯の増でございます。

軽減区分の変更でございますが、5割軽減24世帯の増加分が2割から5割に変わった世帯で、新たに軽減世帯となるのは2割軽減の50世帯でございます。

この影響額につきましては、5割軽減が99万円、2割軽減が約49万6,000円で合計で148万6,000円の軽減額でございます。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・承認第4号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第4・承認第4号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、承認第4号について質問を行います。

今回の専決処分については、地方税法の改正に伴っての承認の中でも、軽自動車税が後で出てくる36号との関係もあります。軽自動車税について、法人市民税についての2つになるわけですが、まず軽自動車税について、現在のいわゆる軽自動車税制度との関係で今回、税制度そのものがどういうふうに変っていくのかの具体的な内容をお知らせください。

また、その変更によって市民や愛西市にとってどういう影響があるのか、対象者数とか、対象者数は変わらないと思いますが、対象者の税の増減とか市税の収入に対する影響とか、どのようなものがあるかについてお尋ねします。

それから2点目、法人市民税について災害の場合のいわゆる宥恕措置というのが今回定められていますけれども、今回の宥恕措置についてどのような方法が考えられるのかについてお願いいたします。

○総務部長（奥田哲弘君）

1点目の件ですが、今回税改正が3本に分かれています。この改正につきましては、あくまでも当分の間を追加するなど規定の整備をするものでございまして、この改正に伴う税収への影響等はございません。

後で出てまいります36号のほうとの改正に伴うものということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、対象となる企業でございますが、資本金が1億円を超す大法人でございます。宥恕措置としましては、義務化されております電子申告が電気通信回線の故障や災害などにより使用することが困難である場合に、従来の書面等による申告を許容するものでございます。以上です。

○17番（真野和久君）

今の答弁の中で、軽自動車税については影響はないという話ではありますが、ただ定めでは具体的に、軽自動車税の問題でも、基本的に規定が変わってくるわけですが、そういったところについての内容というのはいわゆるグリーン化特例等がありますけど、また軽自動車税という範囲が変わってくると思っておりますけれども、いわゆる普通の自動車税との関係で、そうしたところについての変更について説明をしてもらえませんか。

○総務部長（奥田哲弘君）

今回、国の税の変更が、これは普通車、軽自動車を含めてでございますが、大きく4点ござ

います。

1点が税率の引き下げ。これは軽自動車税におきましては該当がしません。それと環境性能割、後の議案で出てまいります、それが大きく出てくると。それと臨時的に消費税の10%に伴う軽減が1年間により限定がされる。それと4点目として、今までもございましたが特例措置の見直しがされる。それがおおむね1段階、2段階、3段階目と分かれていく改正でございますので、なかなか説明がしにくくて申しわけございませんが、それぞれの条例の改正に基づく御説明がしにくいんですが、この条例に関しては字句の改正が主ですよということの答弁になります、よろしく願いをいたします。

○議長（鷲野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・承認第5号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

次に、日程第5・承認第5号：専決処分事項の承認について（平成31年度愛西市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第33号（質疑）

○議長（鷲野聰明君）

日程第6・議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について質問させていただきます。

森林においてですけれども、地球温暖化防止であるとか災害防止、いろんな役割を果たしておりますけれども、今回、この森林整備に進めるに当たっては所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、あるいは環境の未確認の森林があるということで、国民一人一人の負担で森林環境譲与税というのを国のほうが制定されるというようなこととございますが、令和6年から森林環境税の徴収方法及び市における税の徴収見込みはどのぐらいなのかということ、1つ質問させていただきます。

2つ目ですけれども、本年度240万の地方譲与税の収入が見込まれるわけですが、今後、この収入の推移について答弁をお願いしたいと思います。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

森林環境税の徴収についてですけれども、個人住民税の納税者から国税として1人年額1,000円を上乗せして賦課徴収することになっております。

本市での徴収見込み額ですけれども、今年度の納税義務者が約3万2,000人ですので、3,200万と見込んでおります。

森林環境譲与税の推移ですけれども、県により試算した数字となりますが、令和元年から令和3年度までが年額240万円、令和4年度から令和6年度までが360万円、令和7年度から令和10年度までが520万円、令和11年度から令和14年度までが670万円、令和15年度以降が820万円となっております。以上です。

**○7番（原 裕司君）**

どうもありがとうございます。

金額の推移がわかりましたので、市においては間伐などを行う森林整備に必要な対象地域は多分ないと思うんですけれども、この基金をどのように活用するのか、森林利用促進であるとか普及・啓発に充てるというようなことでありますけれども、具体的にどのようなものが対象になって進められるかお答えください。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

基金をどのように活用するかは今後検討していくこととなります。

木材利用ということで、公共施設整備等での木造化や内装の木質化、また木造備品の導入などが考えられると思います。以上です。

**○議長（鷲野聰明君）**

次に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○4番（竹村仁司君）**

議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について質問いたします。

少し原議員と重なる部分もあるので、重なっているところは割愛をして質問いたします。

平成30年度税制改革において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことにより、平成31年度から森林譲与税が始まるための基金条例の制定と考えます。

この森林譲与税のそもそもの趣旨、背景をお尋ねします。また、森林譲与税の仕組みについても伺います。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

森林環境譲与税の趣旨、背景ですけれども、パリ協定の枠組みのもと、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたものでございます。

また、仕組みについてですけれども、森林環境税を個人住民税の納税者から国税として1人年額1,000円を上乗せして賦課徴収し、森林環境税として都道府県と市町村に交付されるもの

となっております。

なお、森林環境税については令和6年度から課税されることとなっております、それまでの間は国が借入れを行い措置するものとなっております。以上です。

○4番（竹村仁司君）

1点だけ再質問ですが、議案第33号の概要資料の中で、制定の理由として「森林環境譲与税を計画的に活用し」とありますが、この譲与税は年々ふえていくものか、先ほどちょっとお話ありましたけれども、何か計画的に活用できるものなのかお伺いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

譲与税につきましては毎年度徐々に増加するように国が借入額及び償還額を設定しており、県の試算ですけれども、先ほどもお答えしましたけれども、令和元年度は240万円、最終的に令和15年度以降は820万円ということになっております。

活用法につきましては、これから検討していくこととなっております。以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（鷺野聰明君）

原議員。

○7番（原 裕司君）

最初に質問させていただいたときに言い間違いがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。本年度240万円と質問するところを24万円と間違えて質問させていただきました。訂正のほうよろしくお願いたします。

○議長（鷺野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定について質問させていただきます。

森林環境譲与税については国の森林環境税の地方への譲与分ということで、地方への譲与分を基金として積み立てるといことでの条例であります。今質問の中でわかったことは、年に1,000円分、個人住民税の課税をされている納税者3万2,000人に1,000円ずつ課税をして、3,200万円の税収を見込んでいます。森林環境税についてはですね。その部分から譲与税として今年度は240万、360万という形で譲与税としての金額が来ますよという内容で答弁をいただいておりますので、そういった内容でいいのかお伺いをします。

また、森林環境税について創設をされた理由については、温室ガスの削減等々についてのお話もありましたが、その理由について再度具体的な創設に至った経緯等も含めて理由を教えてください。

地方譲与される割合についてですが、3,200万円の課税がされて、森林環境税として国が徴収をしていくわけですが、地方譲与としてされるのは240万ということは何割くらい、ちょっと少ないかなあというふうには思うんですが、この割合についてどのくらいの割合で交付されてくるのかということと、240万円についての計算の根拠がわかれば教えてください。

また、基金を設立することとした、今回、基金を制定するという事で条例が新たにできるわけですが、基金を新たに作る理由について教えてください。

また、他自治体について、周辺自治体についてどのような動向を持っているのか教えてください。

そして、最後に、先ほど原議員からもお話がありました、森林環境譲与税の設置については木材利用の促進及び普及・啓発に必要な財源を確保するという事で行われていますが、この基金積立金というのは譲与税という形で収入として、一般財源として入ってくるものについて、基金に落とし込むことによって目的税化をするものなのかなあという認識でいるんですが、そういった内容でいいのかどうかということと、具体的な内容についてもう一度、木材を利用するという事もありましたが、この愛西市で森林をつくっていくということになるのか、そういったことも考えているのかについてお伺いします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

まず、今年度につきましては240万円ということであります。

それと創設に至った経緯ですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、パリ協定の枠組みのもと我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたというものでございます。

地方譲与される割合ですけれども、地方へ譲与される割合につきましては、当初は都道府県が2割、市町村に8割としており、最終的には都道府県が1割、市町村が9割となります。その市町村分を10分の5を森林面積、10分の2を林業従事者、10分の3を人口で案分し交付されるものとなっております。

今年度の積立金の240万円の根拠ということですが、この割合をもとに県が試算した金額ということでございます。

基金を設置することとした理由ですけれども、基金を設置することにより譲与税の計画的な活用と用途の透明性を確保するものでございます。

なお、他の自治体の動向ですけれども、海部管内で今、基金条例の検討をしておるのが津島市ということになっております。

木材の具体的な利用ですけれども、先ほども申しましたけれども、公共施設等の木造化や内装の木質化、机やロッカー等の木材備品の導入等が考えられます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

この森林環境譲与税ですが、もともとは令和5年まで東日本大震災を教訓とした各地方自治体が行う防災施策に係る財源確保のため、税率1,000円分の個人住民税の均等割が行われる、その令和5年が終わってから、6年から森林環境税として1,000円を徴収するという事になっていると聞き及んでいますが、今回について、均等割がなくなるのであればそのまま減税のままでもいいんですけれども、その差しかえで森林環境税が課税されるということについては非常に問題があるというふうには考えているところではありますが、今回は、今現在で1,000円については防災施策対応として、防災対策・対応についての税収がこの部分について今ある状況

でありますけれども、それについては特に基金とせずに、今回の森林環境譲与税だけ基金化をして目的税化をする、特定財源化しているということについて、その主な理由があればお伺いをします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

森林環境譲与税の基金ですけれども、木材製品の使う予定があればいいんですけれども、現在240万円は使う予定がありませんので、将来的に向け基金をするということでございます。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

それでは議案第33号：愛西市森林環境譲与税基金条例の制定についてお伺いをいたします。

国からの文書によりますと、森林が少ない都市部の市町村では森林整備を支えるとともに木材利用や普及・啓発等の取り組みを進めていただきたいという国からの文書が出ているんですね。ですから、今回の条例と国からの文書と、ちょっと整合性がとれていないのかなというふうに思うわけなんです。

愛西市においては木曾川、長良川など大きな河川の下流にあるわけで、上流から木材を運んだ産業の歴史とか、私たちの飲み水、農業用水などの恩恵をこうむっているわけです。こういった恩恵も山に木がある、森林がある、そういったところの恩恵を受けているわけですが、こうした国から2つの目的が提示されていながら、なぜ木材利用の促進及び普及・啓発に限定してこの条例をつくったのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

愛西市におきましては、森林整備ということで、そちらのほうで使用することは難しいかと思えます。

また、森林の役割につきましては木材供給だけではなく、大地や海を育み、さらには地球温暖化や生物多様性保全といった大切な役割を果たしていると思っております。森林の少ない都市部の市町村においてはそのようなことを踏まえながら、森林整備を間接的に支えることが必要であると考えております。

本市においては、木材利用や普及・啓発をすることによって、間接的に広く森林整備を支えることにつながるものと考えております。以上です。

**○6番（吉川三津子君）**

先ほど愛西市には森林がないから使用だけなんだとおっしゃるんですけれども、やはり支える方法としては下流部の市民が上流部によって支えられているという啓発こそ私はやっていくべきということを国が述べているんだというふうに解釈しているわけですね。

そこで、このような条例をつくってしまうと、6条に、基金は第1条に規定する基金の役割の目的を達成するためにしか使えないというようなふうになっていて、上流を支えるという啓発活動等にこの基金が使えなくなってしまうという状況になってくると思えます。

その点について、なぜこの部分を抜かれたのか、単に森林がないからだけでは説明がつかないと思いますけれども、その辺について御答弁いただきたいのと、ほかにも、譲与税のほかに上流部を守るような国からなり県からなりお金がおりてきて、それでやれるんだというものがあるのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○産業建設部長（山田哲司君）

木材利用だけではなく、第1条のほうに普及・啓発ということであってありまして、普及・啓発の中には木材利用促進のためにPR冊子の作成、小学生を対象とした間伐等自然体験、木工体験などが考えられると思っております。以上です。

○議長（鷲野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第34号（質疑）

○議長（鷲野聡明君）

次に、日程第7・議案第34号：愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

議案第34号：愛西市特別職報酬等審議会条例の一部改正というところで、今回の改正の理由として、今まで教育長を特別職として扱うという形によって、報酬審議会のほうにも入ってくるわけですが、今回改正する理由について、この時期に改正する理由についてお尋ねをしたいと思います、第1に。

また、今年度の報酬審議会を開催する予定はあるのかについてお尋ねします。

また、こういう形で教育長が特別職の身分を有したということで、職員定数条例などの改正等は教育長の身分について、またそうした関連する職員の身分に対する条例の中で、既に愛西市においては行われているものはどれだけあって、行われているものはどういうふうになっているのかについて、そうした対応について、職員定数条例などの対応はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（宮川昌和君）

今回、特別職になった教育長が列記されていないので改正するというところでお願いをしております。

今回、特別職報酬等審議会のほうを開催する予定をしております。一応、開催の時期については9月以降に開催する予定でということですので今考えております。

あと、定数条例等などの対応はということですが、今回の教育長の部分をふやすことによっ

て、特別こちらを改正する予定はございません。以上です。

○17番（真野和久君）

9月以降の開催ということを用意しているという話でありましたが、これは当然特別職、三役だけではなくて議員も含めてということによろしいでしょうか。

○企画政策部長（宮川昌和君）

はい、市長、副市長、教育長と、あと議員の皆さんのものも含めてやっていく予定をしております。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第36号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第8・議案第36号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第36号：愛西市税条例の一部改正について質問させていただきます。

現行の自動車取得税が廃止され、新税という名で環境性能割というのが今年10月1日から施行される予定になっております。一般的に、日本全体では108億円の減税と言われております。

本市において、軽自動車税取得税が環境性能割に変更になるということで、税収はどのくらい減収になるのか、この減収税分をどのように対応するのかということをお答え願いたいと思います。

それと環境性能割で3段階に区分けされておるわけですが、非課税、1%、2%、このような3段階に分かれているんですが、対象台数、割合についてもあわせてお答え願います。

○総務部長（奥田哲弘君）

今回の制度改正に伴い、軽自動車税及び自動車取得税交付金を含めた歳入全般で見た場合、今年度予算ベースで換算しますと、約3割の減収になる見込みでございます。なお、この減収分につきましては、地方特例交付金で補填される見込みでございます。

次に、2点目でございますが、現行制度が新制度における車種の区分となっていないため、直近の数字は算出できませんが、同様の区分でありました平成27年度の数値を申し上げますと、非課税は約358台、1%は37台、2%は708台でございます。以上です。

○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、本年度において税収は3割減という答弁でございました。次年度以降についてもどのように推移していくのかというようなことと、それと非課税の対象車両、電気自動車も含まれておりますが、本市において対象車両の台数をお聞かせください。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

次年度以降の推移でございますが、環境性能割の臨時的軽減措置が令和2年9月30日までとなっておりますので、令和2年10月以降に取得した対象車両につきましては1%分が回復見込まれています。

次に、台数でございます。軽自動車税の種別割のグリーン化特例、軽課でございますが、電気自動車等とは、電気自動車及び天然ガス軽自動車を対象となります。なお、その制度が導入された平成27年4月以降に愛西市で登録された電気自動車につきましては、市が保有する公用車1台でございます。以上です。

**○議長（鷺野聰明君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

議案第36号：愛西市税条例の一部改正について質問をいたします。

この中にある単身児童扶養者という文言があるんですが、単身児童扶養者とはどういった人のことを指すのか教えてください。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

単身児童扶養者でございますが、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死が明らかでない方でございます。以上です。

**○18番（河合克平君）**

いわゆる未婚の母というのが大きな内容かなあというふうに思うわけですが、今まで寡婦控除等で控除がされなくて扶養者がいるのに離婚した親と、離婚していない未婚の親ということで、今まで税制上違いがあったということが、今回一緒になると、それが訂正されるということと言うと非常にいい内容だと思いますが、今回この単身児童扶養者ということについて、それを認められることになれば当然、税収が下がるわけで、その部分についてどのくらいの影響があるのか教えてください。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

この非課税措置につきましては、平成33年度分以降の個人住民税から適用がされ、前年の合計所得金額が135万円以下の方が対象となります。

愛西市におきましては、30年分で試算した場合、24の方が対象となります。以上です。

金額でございますが、仮に135万の方が全てだったとします。そうしますと、課税標準額等を見まして、おおむね140万円の対象額、税として、減少するという見込みをしております。以上です。ただ、金額はそれぞれ変わりますので一概には言えません。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

では、36号について、最初に単身児童扶養者に関して、今、河合議員の質問に対していわゆるシングルマザーということで、今回対象として24人ふえるというようなことがありましたが、これに関してですけれども、いわゆる単身児童扶養者の中で全体で全ての対象者が24人というのは、市内に在住されている単身児童扶養者の中で全員なのか、どのくらいになるのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから軽自動車税については、原議員の中にもありましたが、それから承認第4号との関係もありますが、いわゆる3段階で、先ほど総務部長の答弁でも承認4号は形式の変更だよと、それからあと、36号のほうでは今年度の10月から来年度の11月と、それから来年度の9月30日まで、それから来年度の10月1日以降という形のいわゆる3段階で税が変わってくるわけですが、そこについての説明をお願いをしたいというふうに思います。

それとあと、対象に対する、税収とかに対する影響について。

○総務部長（奥田哲弘君）

1点目の対象者でございますが、30年度分で、愛西市の状況で試算した方が24名該当するということでございますので、他市のことはわかりません。市内の今の状況。

次に、軽自動車税の関係でございますが、先ほど原議員のところでも御説明をさせていただいたわけですが、まず市税の税率は変更がございません。まずその1点。それと自動車取得税、これが県税でございますが、そちらのほうでの廃止が10月からされます。それにかわって環境性能割という形でゼロ%から2%変わります。それが今までの自動車税ですと、軽自動車におきましては2%ですので、その車種によって該当がそれぞれ変わってくるであろうと。

また、消費税の引き上げに伴い1%分が1年間猶予されますよということでございますので、金額の算定が正直言って今、できないです。車の状況、それぞれ違いますし、今までそういった区分での課税がされておられませんので、先ほど申し上げました大割3割というものも国が試算している金額、おおむね県の収入、市の収入を含めて3割に相当するであろう。ただ、その分については特例交付金で補填をされるという形でしか、まだ私どもは説明を受けておりませんので、ただ納税者の方々の立場から見ると下がるのであろう。取得税の2%が当然、性能割で下がりますので、新たに新しい環境にマッチした車を買やすくなるのではないかとということで、なかなか市の税に対する影響ということが今試算ができませんので、この場では申し上げられませんので御理解をいただきたいと思います。以上です。

○17番（真野和久君）

市内のいわゆる住民税の対象が24人ということで、いいですね。

それとあと、先ほど総務部長の答弁では環境性能割になって取得税が廃止されるので買いかえやすくなると思うんですが、例えばいわゆる27年度以前の性能割のない車に関していうと、確実に税金的にいうと所有者にとっては増税になっていくのか、その点について説明をお願い

します。

○総務部長（奥田哲弘君）

あくまでも自動車を購入する段階の税でございますので、現に所有して見える方、それが例えば13年以上の重課、割り増しは別としますと、通常の税としては変わらない。新たに購入、中古車で購入する場合も該当はしますが、それぞれ今までの取得税にかかっていたものが変わるということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（鷺野聰明君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第37号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第9・議案第37号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第37号：愛西市介護保険条例の一部改正について質問をいたします。

愛西市における介護保険料率は、国の基準、あるいは近隣自治体と比較いたしましても手厚いものとなっております。今回の条例の一部改正では、消費税増税に伴い、低所得者層への配慮した負担軽減となっているわけですが、軽減負担総額ですね、40号にも出てきておりますが、特別会計補正予算でわかるように、1,891万8,000円の減額というような状況になっております。

そこで、1点目だけ質問させていただきます。

愛西市の第1号被保険者、65歳以上ですけれども、これを100とした場合、第1段階、第2段階、第3段階に掲げる該当者の人数割合を教えてくださいたいと思います。以上です。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

今回の条例改正による保険料の軽減世帯となる第1段階は1,986人で、全体の10.3%。第2段階は1,109人で、5.8%。第3段階は998人で、5.2%になると想定しております。

65歳以上の第1号被保険者全体のうち、21.3%が該当するとなっております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第37号：愛西市介護保険条例の一部改正について質問させていただきます。

先ほど、原議員のところでは答弁があったところは省略していただければいいんですが、もとの条例の一部改正に至った経緯と、現在の近隣自治体の介護保険料はどれぐらいになっているのか。これ、今、先ほどの原議員のところであったんですけども、対象者ですね、今回の。保険料の減額はというところは割愛させていただきたいと思います。

減額分の補填というのは、どのように賄われるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

条例の一部改正に至った経緯でございますが、ことし10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の負担のさらなる軽減のため、増税分を財源にした公費による軽減強化が県で図られ、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたためでございます。

これを受けまして、本市におきましても、第1段階から第3段階までの低所得者を対象にした軽減を行うため、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、近隣自治体の状況でございますが、基準額の月額ベースで申し上げますと、愛西市が5,100円、津島市が5,600円、あま市が5,200円、弥富市が5,533円、大治町が5,200円、蟹江町が5,500円、飛島村が6,350円となっており、海部圏域では愛西市が最も低い保険料となっております。

続きまして、財源ということでございますが、軽減する金額の2分の1が国庫、4分の1が県費、その残りが市費となっております。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

先ほどの御答弁の中、原議員のところでもありましたが、消費税増税を実施するという形での軽減強化という認識でいいのかなと思っているんですけど、この消費税増税が行われなかった場合、国の状況もありますけれども、どのような対応を現時点でとるのか、お答えください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

申しわけありません。先ほどの一部改正の経緯の中で、軽減強化が国・県で図られたというふうに御答弁申し上げましたが、国でございますので、ちょっと訂正させていただきます。

次に、消費税が行われなかった場合というような御質問だったと思います。消費税増税が行われなかった場合についてでございますが、厚生労働省の通知などを見ても、行われない場合は今のところ想定はされてございません。万が一、消費税増税が見送られた場合は、国からの通知等に注視して対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

まず今回でいうと、1号被保険者の区分で1、2、3号で保険料が引き下げられるということになりますが、今、平均で5,200円で一番安いということはありませんけれども、介護保険自体が、いわゆる低所得者に対する保険料率ということであるという状況は変わりがないので、そういった点では市単独で4項ですとか、4区分を減額するとか、そういったことをやはり考えていって、介護保険料の負担を減らしていくということが、収入に対する負担を減らしていくということは必要かというふうに特に思いますので、そういうことは考えることがなかったのか、検討はしなかったのか、なぜ行わないのかについてお伺いをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

市単独の軽減でございますが、介護保険料は、認定率や給付費見込みなどをもとに3年ごとの介護保険事業計画において設定しております。現在は、第7期介護保険事業計画の途中でありますので、新たな市単独軽減は行う予定はございません。以上でございます。

○18番（河合克平君）

消費税を財源にするということであれば、当然、収入が上がってくるわけで、そういった点では、負担を減らしていくということは当然考えていかなければならないと思いますが、いつも介護保険料の計画によって積み立ててある基金を減らしながら負担を減らしていくことは行われていますけれども、それにプラスアルファで、市として独自にその会計に繰り入れていくことは行っていくことは検討していかないのか、そのことについてお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

現在の介護保険の保険料につきましても、第2段階から第4段階につきましても、市単独で軽減を行っているところでございます。それに基づいて、今回も新たな軽減をするということでございますので、市といたしましては、新たに軽減を行う予定はございません。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

何人か質問されましたので、大分答弁も出ております。確認だけしていきますと、消費税増税に伴う軽減をするということと、それからまた、消費税増税見送りのあった場合は国の指示を見て対応するということですね。

あと質問として、この軽減の財源です。市の場合は4分の1負担ですけれども、これはどこから、一般会計から繰り入れするのか、介護の保険の財源から扱うのか、その点の確認と、それから条例については令和2年までということですが、令和3年以降についてはどうなるかについて、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

市費の4分の1の財源でございますが、こちらにつきましては一般会計からの繰り入れとい

うことになっております。

また、条例につきましても、令和2年度までとなっておりますが、令和3年度からは第8期介護事業計画になりますので、第2期の令和2年度までということになります。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第38号（質疑）

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第10・議案第38号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第38号：愛西市火災予防条例の一部改正について質問させていただきます。

現在、住宅用火災報知器の設置が義務づけられているわけですが、今回、条例の改正で、民泊の住宅部分が300平方メートル未満である民泊施設において、特定小規模用の自動火災報知器を設置することで自動火災報知器の設置を免除するということが可能になったということでございます。

これを踏まえて、住宅用の火災報知器の設置及び維持に関する条例においても、特定小規模の自動火災報知器を設置するということで、この住宅火災報知器の設置を免除するということが可能になったわけですが、そこで、火災報知器、今お話ししました住宅用の火災報知器と、新たに特定小規模用の火災報知器、従来ある自動火災報知器、この機種の内容ですね、これについて答弁のほうをお願いしたいと思います。

○消防長（横井利幸君）

設備内容の違いでございますが、住宅用防災警報器につきましては、火災を感知した機器のみが鳴動するものですが、特定小規模施設用自動火災報知設備、いわゆる無線式の連動型警報機能付感知器は、火災を感知した機器から全ての感知器を鳴動させることができるもので、不特定多数が利用する民泊施設においては、生命、財産を守る有効な感知器になります。以上でございます。

○7番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

先ほど無線によって連動する機械ですよというようなお話がございました。最近、一般住宅におきましても、密閉率が高くて、台所等で鳴っていても寝室では聞こえないというようなこ

とがありますので、先ほど消防長がお話しした市民の財産、生命を守るというようなことで、有効な機械ではないかなというふうには思いますが、整備費用についてお答えをしていただきたいなど。どれぐらいの住宅用火災、従来ある住宅用と新たな火災報知器の値段の違いですね、これについてお答えしていただきたいと思います。

それと、民泊施設というようにお話をさせていただきましたが、愛西市においては、この民泊施設はあるのか、ないのか、この2点だけお願いいたします。

#### ○消防長（横井利幸君）

整備費用面の差異でございますが、300平方メートル未満の民泊施設に設置する場合を例といたしますと、自動火災報知設備は工事費用などを含めまして、概算となりますが、感知器10個程度で80万円から100万円程度の費用となり、特定小規模施設用自動火災報知設備、無線式連動型警報機能付の感知器になりますが、こちらですと10万円程度となります。

一般住宅用の住宅用防災警報器ですと5万円程度ですが、民泊施設におきましては、特定小規模施設用自動火災報知設備以上の能力の設備が必要となります。

また、市内の民泊施設数でございますが、現在のところ、市内において届け出はございません。以上でございます。

#### ○議長（鷺野聡明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

では、今質問がありましたので重なるところはやめますが、いわゆる民泊施設についての火災報知器等についての特定なものだということをするれば、住宅用の機器はいいですよと、つけなくてもいいですよという免除の規定になりますという内容はわかりました。今のところ、民泊の施設はないということもわかりました。

ただ、今回、免除ということにかかわることですが、今設置している人に対する更新とか、これから新しくつけたものについての更新だとか、そういったことも当然、消防庁、消防署としては、全ての住宅について確認をしていかないかんというふうに思いますが、今の施設についての設置している更新とか、新たに設置されるものの更新の方法、またその確認の仕方についてお伺いをします。

#### ○消防長（横井利幸君）

更新等のかかわりでございますが、設置後10年経過を目安に交換することに変更はございません。また、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置により、設置済みの住宅用火災警報器は取り外すことが可能となります。

また、住宅の設置に関しては、定期的にそういったアンケートを、また訪問したりして確認をしていく予定をしております。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

10年経過をめぐるということになっておりますが、一旦設置をすると、20年、30年ということでそのままになってしまっているところが多いのではないかと思っておりますので、そういっ

た点では、10年経過を目安に変えるようなことへの広報というのか、そういった市民に対する啓発等について、今後考えているのか、お伺いします。

○消防長（横井利幸君）

市広報紙等を活用しまして、市民の方にわかりやすく広報していく予定をしております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第39号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第11・議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

○4番（竹村仁司君）

議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、1点だけ質問いたします。

補正予算7ページ、8ページです。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税240万円ですが、議案第33号では、この数字は出ていなかったの、ちょっとここで改めて確認をさせていただきます。

市町村に対する譲与基準をお伺いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

譲与基準ですけれども、当初は、都道府県が2割、市町村に8割となっております。最終的には、都道府県が1割、市町村が9割となります。その中で、その10分の5を森林面積、10分の2を林業従事者、10分の3を人口で案分して交付されるものでございます。以上です。

○4番（竹村仁司君）

この愛西市の240万円という推定の金額だと思いますが、算出方法もお伺いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

先ほどの割合をもとに、県が試算した数字でございます。

○議長（鷺野聡明君）

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、2点、大きく質問させていただきます。

補正予算書の11、12ページ、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育園費、17節公有財産購入費、土地購入費は中央保育園の周辺のことだと思いますけれども、その用地面積ですね、購入に当たる用地面積、単価、駐車台数はどれぐらいになるのか。また、購入目的と今後のスケジュール、安全対策などをどのように検討されているのか、お尋ねいたします。

続きまして、予算書13、14ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節役務費、風しん予防接種支払手数料でありますけれども、この金額の積算根拠といつから開始されるか、お尋ねいたします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず購入予定の用地面積でございますが、約1,000平米で、単価につきましては、平米当たり2万2,000円で、約30台分を整備する計画でございます。

次に、土地購入の目的でございますが、佐屋中央保育園北側道路が狭く、保護者の送迎車両で既存駐車場や周辺道路が大変混雑しておりました。周辺住民からは、かねてより交通安全上危険な状況のため、交通事故の発生を心配する声や、安心・安全確保のための対応を求める強い要望を受けておりましたので、保育園の園児、保護者、周辺住民の安全確保のために、従来の要望に基づき、駐車場を整備させていただくものでございます。

次に、今回駐車場を整備することにより周辺道路の混雑が解消され、安全確保につながるものと考えております。

最後にスケジュールでございますが、議決をいただいた後、必要な手続としまして、税務署への譲渡所得等の課税の特例に関する事前協議、農振除外の手続、農地転用の手続を経て、年度内に用地取得を終える計画でございます。以上でございます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、風疹予防接種の積算根拠についてお答えさせていただきます。

厚生労働省から示された風しんの抗体検査及び予防接種の実施に向けた手引きに基づき算出した人数に、愛知県国民健康保険団体連合会に委託した金額を掛け合わせて算出しております。

なお、算出した人数でございますが、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性の総数のうち、50%が抗体検査、9%が予防接種を実施するとして、1,860人を予定しております。

また、愛知県国民健康保険団体連合会に委託した金額でございますが、県下一律で1件300円でございます。

次に、いつから受けられるかという御質問でございますが、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性には、6月末にクーポン券を送付する予定でございます。また、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性が抗体検査や予防接種を実施する場合は、担当課の窓口におきましてクーポン券の発行、もしくは償還払いにて対応させていただきます。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

それでは、それぞれちょっと再質問させていただきますけれども、今の土地購入費の件ですが、安全対策というのは今の安全対策という形で、工事に対する安全対策をどのようにされるのかということと、今、駐車台数が30台分という答弁、お答えがありましたけれども、この30台分で大丈夫なのかをお聞きしたいと思います。

そして、風疹のほうですが、当初予算時に風疹の抗体検査及び予防接種は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象とするとの説明であったと思いますけれども、今回、風しん予防接種支払手数料の説明では、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を優先して実施すると受け取れるんですけれども、この根拠というものはどういう形なのか、お答えください。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず工事についてでございますが、保育園に隣接しておりますので、令和2年度以降の工事につきましても、安全確保には十分配慮した上で行う予定でございます。

また、この工事によって安全確保ができるのかという御質問でございますが、約1,000平米で約30台分の駐車場を整備しますが、朝夕の送迎時間帯の周辺道路の混雑が、この規模で解消できるものと考えております。以上でございます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

厚生労働省より、風疹の事業開始当初に検査希望者が集中して混乱を招くリスクを避け、事業を円滑に開始するため、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性にクーポン券を発行する旨の通知があったからでございます。以上でございます。

○議長（鷺野聰明君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について質問いたします。

まず9、10ページの21款市債、1項市債、教育債、3目教育債のところ、9,340万円の起債が補正マイナスということがされておりますが、これは前年に繰越明許したからということもありますけれども、この実際、9,340万については事業をやろうと思えば、当然起債を行わなければならないと思うんですが、起債を行うかどうかについて、また平成30年末の起債の残高というのはもうわかっておりますが、それについて、それとの関係で今回このような処理になるのか、お伺いをします。

続いて、11ページ、12ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費についてですが、まず児童福祉総務費についてですが、合計で540万8,000円になりますが、ここで時間外勤務が145万8,000円ということで、職員に対する労働強化というのか、職員に対してたくさん労働してもらわないかという内容になる予算なんですけれども、具体的にはどういった労働の内容を見込んでいるのか、どの事務がふえるのか、お伺いをします。

続いて、同じく3目の保育園費についてですが、2,203万2,000円について、問題解決をする、渋滞等を回避する安全等をしないかということについては、必要な施策だということという

とそのとおりだと思いますけれども、たまたま佐屋中央保育園はずうっと何十年も前から存在をしておるわけで、その中で定数も180人ということで非常に高い定数、たくさんの子が通える保育園ということになっておりますけれども、なぜ今なのか。なぜ今回なのか。今まで交渉したけれども同意が得られなかったから、こんなに延びているのか。たまたま佐屋北保育園が廃園ということになる予定になっておる、その条例を決めた後の年の提案ということになると、非常にこのために廃園を上程したのかなあというふうに思ってしまう状況もありますので、なぜ今のことについてお伺いします。

また、土地の広さは1,000平米、1平米あたりは2万2,000円、30台分の台数であるということとはわかりましたが、この2,200万円については起債は行わないのか、行えないのか、そのことについて、あわせてお伺いします。お願いします。

○総務部長（奥田哲弘君）

今回の教育債の減額補正は、ことし2月の国の補正予算成立により、3月議会の第6号補正予算で繰越明許費として議決をしていただいた分が当初予算でも計上してございますので、重複分を減額するものでございます。

そのため、報告第3号でも御説明をさせていただきましたが、繰越明許事業として9,130万円は起債する予定です。

次に、平成30年度末の起債残高との関係でございますが、繰越事業として令和元年度に借入れをいたしますので、平成30年度末の起債残高への影響はございません。以上です。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、無償化に伴う時間外についてでございますが、発生する業務としましては、システムへの新規入力業務、各種申請様式の変更など、周知用チラシなどの作成、利用者負担額等の決定通知の発行業務などを想定しております。

次に、駐車場整備についてでございますが、この保育園につきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、周辺住民からはかねてより、交通安全上危険な状況のため交通事故発生を心配する声や、安心・安全確保のための対応を求める強い要望も従来から出ておりましたので、今回、保育園の園児、保護者、周辺住民の安全確保のために、従来の要望に基づき整備させていただくものでございます。

起債につきましては、当該事業において活用できる有利な起債があるかを検討しましたところ、該当する起債項目はございませんでした。以上でございます。

○18番（河合克平君）

では、再質問をいたしますが、そうすると、起債については9,130万ということで、210万円ほどは本来の予算からすると少ないと、少ない起債になるよということでわかりましたが、当面の起債については、決算のときに突然ふえるというような形、30年度から比べると、実際の決算の31年度の予算の中からは起債はないけれども、30年度分として起債がふえて、31年度の、令和1年の決算として残高がふえるというふうになるのかなあというふうに思ったもので、そういう認識でいいかをお伺いします。

また、民生費についての、無償化についての540万円についてですが、人をふやしてやっていくこと等については検討はされなかったのか。残業ということで、これはどのぐらいの人工、人件費分が何人分でどのぐらいの量があるというふうに見込んだのかというのが、もしわかれば教えてください。

あと保育園についての2,200万円のことで、従来からそういった問題があったということはありませんよということはお話があったんですが、従来からあったのは何年ぐらい前からそういった希望があったのか、そういった状況だったのか。聞いたところによると地域住民の方から送り迎えについては、北側の道を一方通行でしていると、取り扱いをしているというふうに聞いておりますけれども、どのぐらい前からそうだったのか。

たまたま、僕が言うのは、たまたまことしやるという理由が明確に見えないので、ここ二、三年で特に言われたということなのか、そのことについて教えてください。

○総務部長（奥田哲弘君）

教育債の関係でございます。

議員の御見解どおりで結構でございます。以上です。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず、人をふやす考えはということでございますが、今回の補正の中に、臨時職員のほうを7月から、もしお認めいただければお願いする予定でございます。

あと時間外でございますが、保育グループ6名でございますので、1月10時間で9カ月分を計上しております。

あと土地購入につきまして、なぜ今なのかということでございますが、議員おっしゃられるとおり、従来から地元住民の方から北側道路について、申し合わせで、送迎の時間が混雑するということで確認事項を取り交わしてございます。そのときから、常にもう危険だという認識はされておったということで思っております。以上でございます。

いつからということは、契約をした日にちについては今持ち合わせておりませんので、後ほど御答弁させていただきます。

○18番（河合克平君）

済みません。僕の説明が悪かったのかわかりませんが、交渉はしてきたのか、過去において。いつごろから交渉をしているのか、その地主さんに対して。たまたま今回初めて交渉したのか、過去5年、10年前に一回交渉したことがあったのか、そんなことがわかれば教えてください。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

今回の補正に当たり、当然、事前協議は税務署のほうと、今回お認めいただければ行うことでございますが、従来から交渉しておったというものではございません。以上でございます。

○議長（鷲野聡明君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

3点ほどお願いします。

14ページの4款1項2目12節の風しん予防接種支払手数料ということで、今回計上されていますけれども、先ほど近藤議員の質問もありましたが、今回、支払手数料として想定をしているのはどの部分なのか。また、それに対する対象者数がわかれば、数字があれば教えてください。

それから、同じく14ページの1款2目23節の国庫支出金等の返還についてですけれども、返還金の生じた具体的な理由について、今回新たに出てきた具体的理由についてお願いします。

それから、16ページ、10款2項1目の13節の委託料で、施設修繕工事等の設計委託料で立田南部・北部・八輪・開治小学校の屋内運動場の非構造部材の耐震改修、また中学校のほうの永和中のトイレについて、もう委託料については今年度中に、今、設計委託料の今年度中の工事の予定についての考えがあるのかどうかについて、お尋ねをします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

それでは、まず風しんの予防接種の支払手数料の関係でございます。

こちらにつきましては、風疹の抗体検査及び予防接種につきまして、全国で行われるように日本医師会が取りまとめた医療機関と実施することが可能ということで、そっちの部分につきまして、愛知県国民健康保険団体連合会に委託し、実施するものでございます。

次に、人数ですが、先ほども申し上げましたが、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性の総数のうち、今50%が抗体検査を受ける、9%が予防接種を実施するとして、1,860人を想定しているものでございます。

次に、国庫支出金の返還が生じた理由ということでございますが、平成31年3月28日付で、平成29年度母子保健衛生費国庫補助金が確定したものでございまして、返還金16万3,000円の内訳でございますが、産後ケア事業について、申請時が5人、35日の利用のところ26万3,000円に対しまして、実績ということで4人の方が利用ということで、16万5,000円でありました。

次に、産婦健康診査につきましても、申請時が155人の利用で38万7,500円に対しまして、実績が129人の利用に32万2,500円の実績であったということで、今回返還金が生じたものでございます。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

今回補正をお願いいたします4小学校の非構造部材耐震改修工事、中学校のトイレ改修工事につきましては、今年度実施設計を行い、来年度に向けて補助要望、予算要望をするものでございます。以上です。

○17番（真野和久君）

再質問ですけれども、先ほど来、いわゆる国庫支出金の返還分に関しては、人数見込みが実質的に減ったということですが、減ったというか予想よりも少なかったようですが、そうしたことについて要因とかというのは分析しているのでしょうか。その点があれば聞きます。

それから、構造部材とトイレ改修工事について、今年度設計、来年度に向けて新たに補助金申請をしてやっていくということですが、工事に関しては、こういったものについて前倒ししてやっていくような考え方についてはないのでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

まず、分析ということでございます。

まず最初に、産後ケアの事業の関係でございますが、こちらにつきましては、なかなか実績が見込みにくい。と言いますのも、産後・妊娠時の不調や育児不安があるために宿泊型の産後ケアを利用するということでございますので、なかなかこういった見込みが立てづらいということでございます。

また、産婦健康診査につきましても、こちらのほうにつきましても、なかなか実績が見込みづらかったということで、今回の補正になったわけでございます。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

今回の4小学校の非構造部材耐震改修工事につきましては、これ自体がもう既に前倒しで実施を検討しておるところでございます。工事につきましては、補助要望の状況を見ながら、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、数点質問させていただきます。

12ページの保育園費の土地購入費については、いろいろ質問がありましたが、ちょっと視点が私違っておりました、北保育園の統廃合があるから土地を取得して駐車場をふやすんだらうという視点でこの補正予算を見ていたわけなんですけれども、先ほどから話を聞くと、前から要望があったとかいろいろされているわけなんですけれども、私としては、この北保育園の統廃合がこの土地購入がきっかけで進んでいくと判断してこの補正予算を見ているわけですが、今後この北保育園等の統廃合等どのように進めていくのか、今後のプロセスについてお伺いをしたいと思います。

それから、14ページの商工費のプレミアム商品券についてお伺いをしたいと思います。

これについて委託をするということですが、どこに委託をするのか、もう一遍お聞きしたいのと、このプレミアム商品券、以前もありましたが、どんな使い方とか配布の仕方で違いがあるのかを教えてくださいたいと思います。以上です。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

北保育園と中央保育園の統廃合でございますが、来年度、再来年度と新入園児の入園説明会のときには、その旨を御説明させていただきます。

また、その中でいろいろなささまざまな御要望等があるかと思っております。例えば北保育園に通ってみえる方が中央保育園に通うには、要は車、送迎の問題等があれば、その点、今現在につきましては中央保育園での送迎は数名ということでやっておりませんが、希望が。今後、希望が多ければ、新たにまた送迎等についても御検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○産業建設部長（山田哲司君）

まず委託先ですけれども、事務の委託先につきましては、前回のプレミアム付商品券事業を踏まえて委託先を選定したいと考えております。

前回との違いですけれども、消費税の10%への引き上げによる低所得者や子育て世帯の消費に当たる影響緩和が主たる目的となっており、購入できる人が低所得者や3歳未満の子を有する世帯の世帯主と限定されている点です。

また配布等ですけれども、今回につきましては、低所得者につきましては申請方式となっており、申請され該当者であれば、購入引きかえ券を送付します。また3歳未満の子を有する世帯の世帯主につきましては、該当者に購入引きかえ券を送付します。以上です。

○6番（吉川三津子君）

それでは、保育園のことについてお伺いをしたいと思うんですけれども、この駐車場がなくて危険だということも北保育園等の説明会の中で出た要望であったわけなんですけど、これからバスが必要なのかなのかということも検討されていくということなんですけれども、そのほかにどんな課題を抱えているのか、今後検討していくことがあれば教えていただきたいと思えます。

それから、プレミアム商品券ですけれども、委託先について前回は踏まえてということですが、何を踏まえて、どう決めていくのか。随意契約なのか、もう業者が決まっているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

前回と違って、今回のプレミアム商品券は低所得者とかそんなところに限られた商品券ですけれども、使い道とか何かも以前と同じような形のものになるのか、それとも今回の目的に合った使い方がされるような条件等が付されているか、その点について確認をさせていただきたいと思えます。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

議員おっしゃられるとおり、保護者の説明会においては、送迎時の問題等の御要望等がございました。今後、当然、新入園児の受け付け等で御要望等をお聞きしながら、課題解決に努めていく考えでおります。以上でございます。

○産業建設部長（山田哲司君）

前回は踏まえてということなんですけれども、今回委託先の内容で、店舗の募集だとかそういうものを踏まえまして、商工会のほうに随意契約をする予定でございます。

それと、あと使い道のほうですけれども、店舗募集をしまして、そこの店舗で使用ということになると思えます。以上です。

○議長（鷺野聡明君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

今回の議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について質問させていただきますが、質問内容は3款の民生費、2項の児童福祉費、3目の保育園費の関係で皆さん御

質問されてみえますので、通告以外でちょっとお聞きしたいのは、この緊急性で購入されたということですが、最近、高齢者の事故等があるわけですので、その辺も踏まえてこういう緊急性をもって買われたということで、御回答をお願いします。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

最近の高齢者の事故等ということではございません。従来から、当然保護者が送迎しておみえになります、その中には高齢者の方、園児から見ればおじいさん、おばあさんの方もお見えになります、やはり従来からの北側の道路が交通安全上問題であるという御要望が、さまざまな場所で要望がされておりましたので、今回行わせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

次に、5番・高松幸雄議員、どうぞ。

○5番（高松幸雄君）

では、議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、2点質問させていただきます。

まず、13ページの7款商工費、1項商工費、2目商工振興費の先ほどありましたけど、プレミアム付商品券利用について、プレミアム商品券の目的、もう一度確認のため伺いすると、プレミアム付商品券事業の対象者抽出作業等の委託先は、先ほど商工会という名前が出ておりましたけれども、委託料の根拠と委託の内容及びそのプレミアム付商品券の事業の事務のほうの委託先も商工会なのか、同じなのか、また委託料の根拠と事務委託の内容をお尋ねいたします。

次に、11ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費についてですけれども、幼児教育・保育無償化導入システム改修委託料について、幼児教育・保育無償化導入システム改修委託事業の目的と幼児教育・保育無償化導入システム改修の委託先及び委託料の根拠、システム改修の内容をお尋ねいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

プレミアム付商品券事業の目的でございます。消費税10%の引き上げによる低所得者や子育て世帯の消費に与える影響の緩和が主たる目的となっており、あわせて地域の活性化を図ることを目的としたものでございます。

あと、委託先のほうですけれども、対象者抽出作業委託につきましては日本電子計算株式会社ということで、理由につきましては、抽出につきましては税情報、住民基本台帳の情報から対象者を抽出するんですけれども、現在システムの契約者であるということで日本電子計算株式会社に委託するのが望ましいと思います。

あと事務の委託先ですけれども、こちらは商工会に委託するのが望ましいと考えております。

あと委託の内容のほうですけれども、事務のほうの委託につきましては、商品券の印刷、店舗募集、商品券の換金業務、商品券販売等となります。以上です。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

まず1つ目の目的でございますが、現在のシステムでは無償化後において管理等の対応ができないため、改修するものでございます。

委託先につきましては、日本電子計算株式会社の予定でございます。

委託料の算出根拠及び改修の内容につきましては、無償化管理のための対応として、システムプログラミング等パッケージシステムの改修費と動作確認のシステム適用作業と、あと新たに追加された認可外保育施設の入所児童の対応として、システムの適用作業がでございます。以上でございます。

○5番（高松幸雄君）

では、再質問させていただきます。

商工費の商工振興費のプレミアム付商品券事業対象者抽出作業等の委託先及び事務委託、対象者は何人ぐらいになるのか、どこで利用できる予定でしょうか。それから、国からの事業財源についての計算方法と精算はどのようにされるのでしょうか。また、国の基準に上乗せする自治体がありますがけれども、愛西市は国の基準以外に独自の上乗せ補助はされるのでしょうか。また、以前に実施されたプレミアム付商品券事業で反省点と検証がなされたと思いますけれども、今回工夫された点はありますか。

それと、児童福祉費の児童福祉総務費で幼児教育・保育無償化導入システム改修委託料は、どのように決まりましたか。幼児教育無償化導入時の対象者は何人ぐらいで、導入準備にはどのようなことを考えておられますか。

最後に、消費増税がもしなくなった場合のことは、現時点では考えておられますか。

それと、先ほどの質問の中で、根拠の件ですけれども、委託料の根拠ですけれども、これについて話はありましたけれども、いまいちょっとわからないのですけれども、もう一度ちょっと確認のためお願いします。

○産業建設部長（山田哲司君）

まずプレミアム付商品券の対象者ですけれども、低所得者が2019年度、個人住民税非課税の方で約8,000人程度、3歳未満の子が約1,800人程度を見込んでおります。

あと、配布方法及びどこで利用できるかということですが、まず住民税非課税の対象者には申請書を送付し、申請をしていただきます。その後、申請内容を確認し、対象者であれば引きかえ券を送付します。3歳未満の子を有する世帯の保護者には、該当者に引きかえ券を送付します。引きかえ券を持って商品券を購入することができます。

また、利用先につきましては、今後店舗募集を行いますので、応募があった店舗となります。

国からの事業費、財源ということですが、今回の事業につきましては、全額国が負担することとなっております。各自治体において、予算額にて申請し、国から概算払いがなされます。その後、事業完了後に精算するということになっております。

国の基準以外に愛西市独自の上乗せはあるかということですが、現在は考えておりません。

あと、以前に実施したプレミアム商品券の反省、検証は行われたと思うが工夫した点はある

かということですが、今回は商品券を購入できる方が限定され、その方には引きかえ券を送付となっております。また販売期間も長く、こちらについては全国统一がなされております。以上です。

○子育て支援事業担当部長兼児童福祉課長（中野悦秀君）

失礼いたしました。まず算出根拠でございますが、パッケージシステムの改修として一式18万円、システムの適用作業として18.75時間掛ける8,000円で15万円、また認可外保育所の入所児童の対応として一式44万4,000円と、あとそのシステムの適用作業として18.75時間掛ける8,000円で15万円、同じく新たに追加された幼稚園の入所児童の対応として一式180万円、あと動作確認などとして、25時間掛ける8,000円で20万円となっております。

それでは、まず今回の無償化対応へのシステム改修につきましては、現在のシステムのバージョンアップにより行うため、現在のシステム委託会社である日本電子計算株式会社に委託するものでございます。

次に、保育所、認定こども園へ通園している児童につきましては、平成31年4月1日現在、3歳以上で859世帯957人、3歳未満379世帯397人であるため、無償化の対象となるのは、3歳以上の859世帯957人全てと3歳未満の非課税世帯である28世帯31人でございます。あと、幼稚園へ通園している児童につきましては、平成31年3月31日現在で347世帯384人、全てが無償化の対象となる予定でございます。

あと無償化の準備で考えられることでございます。無償化に伴いまして発生する業務としましては、現在、幼稚園や認可外保育施設へ通ってみえる方のシステムへの新規入力業務、条例及び規則改正、各種申請様式の変更など、あと周知用チラシなどの作成、利用者負担額及び給食費などの決定通知の発行業務などを想定しております。

最後に、今回の幼児教育・保育の無償化につきましては、10月に予定されている消費税率10%への引き上げで得られる税収の増加分を充てるものでございますが、幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法改正案は5月10日の参議院本会議で可決成立いたしましたので、実施されるものと考えております。以上でございます。

○議長（鷲野聰明君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第39号：令和元年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について質問いたします。

13ページ、7款1項2目商工振興費のプレミアム付商品券ですが、何人から質問されておりますので、これを踏まえて。

対象と人数ですが、2019年から推測すると、低所得者8,000人、それから3歳未満が1,800人ということですが、なぜ対象者が限定されているかについてお尋ねいたします。

また、生活保護は対象になるのかどうかについてお尋ねします。

それから、購入できるお店は商工会に事務委託をして申請をしてもらうという御答弁が出ておりますけれども、市内・市外の区別はあるのかについてお尋ねいたします。

それから、経費についてですけれども、商品券の発行額と経費は幾らか。費用対効果としてはどうなのかについてお尋ねをいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

対象者が限定されているかということですが、こちらは国が示されておるもので、消費税引き上げによる消費に与える影響緩和を主たる目的で整備ということですが。

次に、生活保護は対象になるかということですが、こちらは対象のほうにはなりません。

あと購入できる店はということですが、前回同様に店舗募集を行って、応募のあった店舗で使用可能ということになります。基本的には市内優先で考えていきたいと考えております。

商品券の発行額と経費ということですが、商品券の発行額は1人当たり2万円で、2万5,000円分の商品券を購入することができます。割引率につきましては20%、プレミアム補助額5,000円で、商品券を購入し利用していただけるので、主たる目的である低所得者や子育て世帯の消費に与える影響緩和へ効果があると考えております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

限定されているのは、国による影響緩和ということですが、この消費税が増税になると、その数字でずうっと後、続いていくわけですが、一つは単年度のみなのか、それがもうずうっと毎年行われるのかについて、お尋ねをいたします。

それから、生活保護は対象にならないということですが、生活費の増税分がかかってきますが、生活保護についての対応は保護費が上がるのかどうか、どういう対応になっていくのか。

それから、購入できるお店ですが、市内優先ということですが、市外も申請があれば、市民に必要なお店については認めていくのかどうか、何を基準としてやられるのか。

それから、費用対効果ですが、対象となる利用者については20%の上乗せの効果がありますけれども、プレミアム商品券事業として、例えば現金を給付するという対策があるわけですが、そういうものと比べて結構経費がかかっているんじゃないかと、そういうような発行額に対しての経費ですね、その費用対効果についてはどのように見られているのか、お尋ねをいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

まず、この事業につきましては単年度事業ということでございます。

生活保護のことは、ちょっとわかりません。

それと、市内優先ということですが、こちらは商工会のほうに店舗募集のほうは委託をしております、商工会の判断ということになると思います。

あと、事業として経費がかかるということですが、経費分につきましては全額国の補助ということになっております。以上です。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

生活保護費の関係でございますが、こちらのほうについては、まだ確認をとれておりません。

以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第40号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第12・議案第40号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第40号：令和元年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について質問いたしますが、ページ数で、8ページ、9ページにある1款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費の中での委託料75万9,000円について、詳細をお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

改修の内容でございますが、こちらにつきましては、介護報酬改定に対応するための介護保険システムの改修でございます。以上でございます。

○18番（河合克平君）

介護報酬ということは、料金が安くなることについて計算をし直したりするのに必要な改修ということでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（伊藤裕章君）

具体的な改定の内容でございますが、こちらにつきましては、介護職員のさらなる処遇改善を行うことを目的に、新たに介護職員特定処遇改善加算が創設されることによりまして改修するものでございます。以上でございます。

○議長（鷺野聡明君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・請願第2号（質疑）

○議長（鷺野聡明君）

次に、日程第13・請願第2号：子どもの医療費完全無料化を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・委員会付託について

○議長（鷺野聰明君）

次に、日程第14・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております承認第1号から議案第40号につきましては会議規則第36条第1項の規定により、また請願第2号につきましては会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鷺野聰明君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、6月21日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時50分 散会